

横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱及びレジオネラ症を防止するための技術的管理指針の一部改正について

1 趣旨

本市ではレジオネラ症防止対策について、「横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱（平成 19 年 3 月 27 日制定）」で「レジオネラ症を防止するための技術的管理指針」を定めています。

このたび、公衆浴場法施行細則が一部改正されたこと等に伴い、所要の改正を行いました。

2 改正の概要

(1) 浴槽水の水質検査項目について

公衆浴場法施行細則が一部改正されたことに伴い、参考事項である浴槽水の水質検査項目について、「大腸菌群」を「大腸菌」に修正しました。

(2) レジオネラ症防止指針について

引用文献であるレジオネラ症防止指針の改訂に伴い、修正を行いました。

(3) その他文言の修正を行いました。

3 意見公募手続き

法令等の改正に伴い当然必要とされる規定の整理であり、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱第 5 条第 4 項第 8 号に該当するため、意見公募手続は行いませんでした。

4 施行日

令和 7 年 5 月 8 日